

「働き方改革」の真の狙いは

小泉内閣以来の労働法制改悪で非正規雇用が増え、労働者は大変な状況に置かれています。

そうしたことを踏まえて、安倍内閣は「働き方改革」を唱えて、働く人を守るかのようなポーズを示しています。実は、「成長分野への労働移動や柔軟な働き方の促進などによって、生産性の向上を支援」すること、つまり「生産性革命」のための労働法破壊が、真の狙いのようです。

まず、「柔軟な働き方」とは、労働者の事情に合わせた選択的な働き方のように聞こえますが、そうではありません。必要な時に必要なだけ働かせることができ、できるだけ低コストで解雇しやすい労働力を調達することを意味しています。

そのための政策のひとつは労働時間規制の緩和です。通常国会に出される法案では、労働基準法の時間外・深夜労働の割増賃金、休憩に関する規定を適用除外できる高度プロフェッショナル制度の創設や、みなし労働時間によって事実上不払い残業を合法化する裁量労働制の対象業務拡大が狙われています。

います。

他方で残業規制も導入しますが、時間外と休日労働を合わせた上限は月100時間未満、年間960時間の過労死ラインです。

規制は極めて緩い上、運輸・建設の現業職や医師は5年の適用猶予、研究開発は適用除外とされています。

もうひとつの政策は安定雇用の破壊です。特に国が重視するのは「雇用関係によらない働き方」です。

通勤ラッシュを避けて自宅働き、成果はネットで送る働き方に雇用労働者をなじませ、「業務委託」へと移行するシナリオです。これまでは、業務委託契約での就業についても、「使用従属性」があれば、労働者保護の対象としてきました。したが、これからは、保護せず

に普及しようというものです。その際、一社専属では使用従属性が問題になります。他社の仕事も受けていけば、雇用責任は問われません。そこで国はモデル就業規則を変え、副業・兼業を原則自由にして、普及しようとしています。

また、市街地を環流する河川について、県任せにせず、市としても景観と環境に配慮した整備を行うこと。

(10) 高田公園内堀内の土塁を、周辺の安全を確保した上で市民に開放することや、交通公園に雨よげができる屋根付きの休憩所を設置することなど、市内各公園を市民の憩いの場所としてふさわしい環境になるように整備すること。

(11) 市役所の各部署で発行している文書を総合的に統括するしくみを創設し、転入市民の利便性を図ること。

(12) 雁木の整備に関して、補助要件の緩和、補助金の増額、補助率の増加を行い、雪国の伝統文化遺産の存続と市民の利便性の向上を図ること。将来的には、所有権の問題を含めた抜本的な見直しを行い、市として主体的に維持を図る取り組みとすること。

(13) 高田公園の堀の溢水対策をはじめ、市街地の水害対策を抜本的に強化すること。

(14) 市内各地の交差点の信号や標識の設置状況を点検し、時差式信号や右折信号の設置などで事故防止や渋滞緩和を図ること。以上

希望を積極的に県に伝えるなど、必要な手だてを講じること。

(7) 交差点付近では隅切りを行うなど、行き届いた除雪を行うこと。

(8) 流雪溝の整備と維持管理および改修に力を入れること。

(5) 地域住民や学校等からの防犯灯の設置要望には機敏に対応すること。また、防犯灯LED化補助金制度を全市内の更新が終了するまで継続すること。

(6) 市内の歩道を総点検し、傾斜や高低差の解消を図ること。特に通学路における歩道整備を早急に進めること。

(7) 歩道が未整備の箇所への歩道整備を積極的に推し進めること。

(8) 市道の改善要望に十分に答えられるよう、道路改良予算を増額すること。

(9) 市内の各河川について状況を細かく調査し、河床の伐木など必要な手立てを講じること。また、市街地を環流する河川について、県任せにせず、市としても景観と環境に配慮した整備を行うこと。

(10) 高田公園内堀内の土塁を、周辺の安全を確保した上で市民に開放することや、交通公園に雨よげができる屋根付きの休憩所を設置することなど、市内各公園を市民の憩いの場所としてふさわしい環境になるように整備すること。

(11) 市役所の各部署で発行している文書を総合的に統括するしくみを創設し、転入市民の利便性を図ること。

(12) 雁木の整備に関して、補助要件の緩和、補助金の増額、補助率の増加を行い、雪国の伝統文化遺産の存続と市民の利便性の向上を図ること。将来的には、所有権の問題を含めた抜本的な見直しを行い、市として主体的に維持を図る取り組みとすること。

(13) 高田公園の堀の溢水対策をはじめ、市街地の水害対策を抜本的に強化すること。

(14) 市内各地の交差点の信号や標識の設置状況を点検し、時差式信号や右折信号の設置などで事故防止や渋滞緩和を図ること。以上

具体的要望項目紹介 その4

前回に引き続き、日本共産党議員団の「予算等の要望」の具体的項目を紹介します。

今回は最後です。

1.1 暮らしを支える施策の充実のために

(1) 保倉川放水路の整備については、地元住民との意見交換をより積極的に行い、信頼関係を取り戻すこと。そのうえで、合意を前提に促進すること。

(2) 宮野尾地内における廃棄物最終処分場設置計画は白紙撤回し、より適切な候補地を探すこと。

(3) 中山間地域振興基本条例に基づき、中山間地域における定住の促進、地域間連携、後継者確保などの個別対策をいっそう強化すること。また、冬期保安要員制度の対象集落を増やすこと。

(4) 除雪について

① 基幹道路だけでなく、通学、通勤、通院などの生活道路の除雪をしっかりと行うこと。また、吉川区坪野～柿崎区東横山など各区をつなぐ路線の非除雪区域の見直しを行うこと。

② 除雪技術の向上対策を図るなど、除雪業者に対する指導監督を強めること。

③ 要援護世帯除雪費助成事業の助成限度額を増額すること。

④ 災害救助法が適用された際は、厚生労働省の見解の通り、「資力の有無を問わず」に支援すること。

⑤ 除雪に起因する事故が多発していることを踏まえ、市民の安全を守る立場で、事故防止に向けた啓発や業者への指導を強めること

⑥ 県単「冬期集落安全・安心確保対策事業」により配置した小型除雪機の更新につき、

日本共産党上越市議員団ニュース

No. 579 2018年2月4日

連絡先 橋爪 法一 090-5392-1961 (吉川区代石)
橋本 正幸 080-1980-9855 (三和区鴨井)
上野 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町)
平良木 哲也 090-1808-6919 (上中田)